

## 再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題 行政対応追加検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 株式会社アール・ディエンジニアリング（以下「RD社」という。）による産業廃棄物の不適正処分問題に関し平成19年度に設置されたRD最終処分場問題行政対応検証委員会による検証に関し、検証後時日を経過していることを受け、同委員会から提案のあった事項に関するその後の滋賀県の取組および検証後の関係事業者等に対する責任追及に係る滋賀県の取組について追加の検証を行うため、再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会（以下「追加検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 追加検証委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) RD最終処分場問題行政対応検証委員会が平成20年2月25日に滋賀県知事に提出した「RD最終処分場問題行政対応検証委員会報告書」に記載された再発防止策に関する、RD社の破産手続開始決定後の滋賀県の取組に係る検証に関すること
- (2) RD社の破産手続開始決定後の関係事業者等に対する責任追及に関する滋賀県の取組に係る検証に関すること

(組織)

第3条 追加検証委員会は、知事が委嘱する4人以内の委員をもって組織する。

- 2 追加検証委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、追加検証委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 追加検証委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、個人情報の保護その他の理由により委員長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務に係る検証の結果を知事に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 追加検証委員会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、追加検証委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。